

残薬

飲み残し薬発生の原因考察と対応 その2

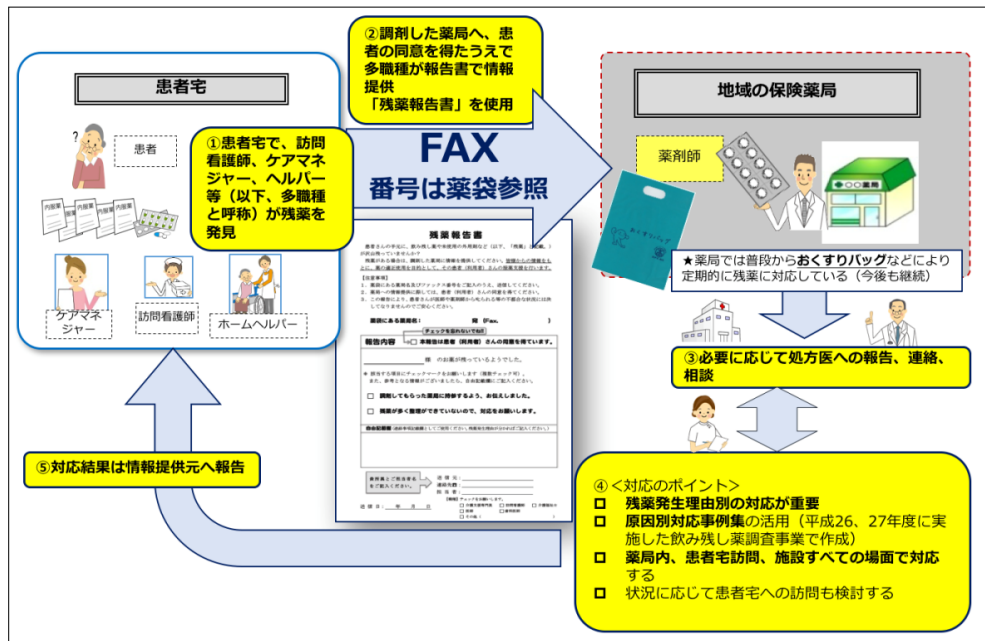
薬剤部長
川添 哲嗣

前号で、残薬を減らすポイントは「原因を明確にすること」そして「原因別に個々に対策をとること」とまとめた。また薬局の薬剤師がこれらを実行した場合、関わった70%以上の方の残薬が減少するという調査結果もご紹介した。ただしこのデータは薬剤師が関わっているごく一部の改善例に過ぎない。実際には薬剤師の知らないところで、ケアマネジャー、訪問看護師、ヘルパーらが大量の残薬の解消に向き合ってきている。それならば、と高知県薬剤師会では「薬剤師と多職種が連携し残薬問題に取り組む仕組み」を考え、高知県医療政策部医薬業務課と協働しつ

つ、地域医師会の了解も得て、平成28年12月に「高知家の薬プロジェクト」と名付けられた残薬解消事業を開始した。モデル地区として南国市、香南市、香美市の三市が選ばれた。

この事業は、在宅医療に関わる多職種（医師、介護支援専門員、訪問看護師、ヘルパー等）が薬局薬剤師に「残薬報告書」を用いて報告する

ところから始まる。結果として「適切な薬物療法を提供するため、残薬を整理しつつ、地域の薬局・薬剤師と医療・介護関係者の連携体制を構築および強化すること」を目標とした。残薬発見から対応までのフローは図の通りである。途中の多職種間での相談、連携そして対応結果については情報元と処方



方医への情報フィードバックが重要である。

ごく簡単に結果の一部を紹介する。平成28年12月～翌年2月の残薬報告書は19件提出された。（ ）内が人数。
患者住居地：南国市(6)、香南市(8)、香美市(5) 報告職種：介護支援専門員(5)、訪問看護師(2)、その他(1)（医師3、薬局薬剤師2、本人4、家族1、病院薬剤師1） 在宅訪問対応となった方：(3)

残薬発生原因：多剤投与で整理がつかない(3)、服薬管理の支援者不足(9)、処方日と受診日のずれ(2)、服薬期間途中の減量指示(1)、調整を許可されている(2)、食直前、寝る前のタイミングずれ(1)、外出時持参忘れ(4)、記憶が曖昧(3)、服用方法誤解(2)、必要性の認識不足(7)、注射が嫌(1)、印字が見えない(1)

対応結果：薬局の対応により残薬が減少した(9)、まだ結果が不明（2/17時点）(6)、残薬を繰り返してしまった(3)

対応はきちんとしても、また残薬を繰り返す方が一定数いることは厳然たる事実として受け止めつつ、対策をとれば適正な服薬に繋がる方が圧倒的に多いことは結果より明らかとなった。また、在宅訪問の3例は全て残薬解消という結果となった。在宅訪問せずとも、外来対応での一包化、日付印字、週間カレンダー、日めくりカレンダー、服用時点の整理・変更、残薬の毎回持参などで実績が上がった事例も数例あった。

平成29年度からはもう少し範囲を広げ、同じ内容の取り組みをしようと考えている。数年後にはこの仕組みが当たり前になるようになることが患者さんのためになると信じている。多職種の皆様のご協力を心よりお願いして、本投稿のまとめとしたい。

南国病院の理念

1. 安全で質の高い医療によって地域に貢献します。
2. 信頼関係に基づき暖かい医療を提供します。
3. 専門性を追求し自己研鑽に努めます。

基本方針

1. 病院が地域の社会資源であるとの認識に立ち、本院の専門性を通して、地域の医療と福祉に貢献します。
2. 本院は、脳と神経及び精神の疾病や障害を主な診療対象として、その神経学的、精神医学的診断、治療と臨床的研究に努めます。
3. 個々の患者とその家族への十分な説明とそれに基づく納得の上での同意を前提として診療を行います。
4. 本院での医療行為は、科学的根拠に基づき、自由で暖かい生命倫理に立って行います。医療環境が常に清潔で、明るく保たれる様努力します。
5. 本院の職員は、常に自己の資質と医療技術の向上に努め、病める人たちへの奉仕者としての自覚を持ちます。

平成22年4月1日改訂

当院は患者さんの信頼に基づく適切な医療を行うために患者さんの基本的な権利を尊重します。

患者さんの権利

1. 患者さんが適切な医療を平等に受ける権利
患者さんは差別されることなく平等に、当院で達成可能な医療を受ける権利があります。
2. 患者さんの人格、価値観が常に尊重される権利
患者さんはひとりの人間として、その人格、価値観などが尊重されます。
3. 患者さんが医師等から十分な説明を受け、自らの意思で医療行為を選択・決定する権利
患者さんは、医療の内容、治療・検査などの効果・危険性、他の治療法などについて説明を受け、医療の内容を十分理解し、同意した上で、適切な医療を選択し、受ける権利があります。同意できない場合は、医療を受けることを拒否することもできます。また、主治医だけの意見ではなく、第三者である医師の意見も聞いて判断したいと思われる場合には、自由にセカンドオピニオンを求める権利があります。患者さんが意識不明かその他の理由で意思を表明できない場合は、法律上の代理人が、患者さんの代わりに意思を決定する権利があります。
4. 患者さんがご自身の診療に関する情報の提供を受ける権利
患者さんは、当院で行われたご自身の診療に関する情報の提供を受ける権利があります。
5. 患者さんの個人情報、プライバシーが保障される権利
患者さんは、病院内での生活を、可能な限り、他人に侵害されない権利があります。また、医療の過程で得られた個人情報は、個人の秘密として厳守され、患者さんの承諾なしには開示されない権利があります。
6. 尊厳に対する権利
患者さんは、その文化および価値観を尊重されるように、その尊厳とプライバシーを守る権利は、医療と医学教育の場において常に尊重されます。また、最新の医学知識に基づき苦痛を緩和される権利があります。人間的な終末期ケアを受ける権利を有し、また、できる限り尊厳を保ち、かつ安楽に死を迎えるためのあらゆる可能な助力を与えられる権利があります。

患者さんへのお願い

患者さんには、私たちが、安全かつ適切な医療の提供を行うために、次のことをお願いいたします。

1. ご自身の体調に関する情報を正しくお伝え下さい。
2. 医療に関するご希望を率直にお伝え下さい。
3. 検査や治療などの医療行為は十分なご理解と合意の上でお受け下さい。
4. 療養上必要な制約を受けることをご理解下さい。
5. 他の患者さんの治療や職員の業務に支障をきたさないようご協力下さい。

平成28年4月1日改訂

診療のご案内

診療科目	神経内科 精神科 消化器内科 内科 リハビリテーション科 放射線科
診療時間	月～金 午前 8:30～12:30 午後 1:30～5:00 土 午前 8:30～12:30
休日診療	なし 但し急患は診療いたします
面会時間	午前 9:00 ～ 午後 9:00
予約診療	全科予約診療となっております
救急指定	なし
健康診断 人間ドック	あり 脳神経検診、消化器検診

■認定・指定

日本神経学会准教育施設
日本精神神経学会精神科研修施設
日本老年精神医学会認定施設
高知県神経難病医療
ネットワーク基幹協力病院
日本静脈経腸栄養学会 NST 稼働施設

■病床数 162床

特殊疾患病棟 (I) 46床
医療療養病棟 (I) 56床
精神病棟 (15 対) 1)60床

診療科/曜日	月	火	水	木	金	土
午前	神経内科	吉村	院長	吉村	院長	院長 吉村※1
	精神科	藤田		玉元		院長
	消化器内科 内科	速瀬		麻植(啓)	麻植(啓)	速瀬 麻植(啓)※2
午後	神経内科			吉村		
	精神科	玉元 赤松	玉元			
	消化器内科 内科		麻植(淳)	麻植(啓)	麻植(淳)	麻植(啓)

※1 吉村医師の土曜日の診療は第1、第3土曜日です。

※2 麻植(啓)医師の土曜日の診療は第2、第4土曜日です。

平成28年度

外来患者数	20,464 名
(内新患数)	836 名
1日平均入院患者数	140 名
精神科デイケア利用者総数	5,165 名
通所リハビリテーション利用者総数	3,626 名
訪問看護サービスのおおそね訪問者総数	2,402 名

